

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金 曜 日 発 行
(当日が休日(土・日・祭日)のときは、翌日)

第十三条第一項の規定に基づき、同項第一号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

昭和六十一年十月十四日

鳥取県知事 西 尾 昌 次

目 次

◇ 告 示

- 青少年に有害な図書類の指定
- 土地改良区の役員の就任
- 土地改良事業計画の変更認可申請の適否の決定
- 土地改良事業の認可申請の適否の決定
- 土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定
- 保安林の指定の解除予定(三件)
- 開発行為に関する工事の完了
- 選挙管理委員会の招集

告 示

鳥取県告示第八百六十号

鳥取県青少年健全育成条例(昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十四号)

指定 番号	種 別	図 書 類		発行 記号等	表示された発 行所名
		題	号		
2404	雑誌その他 の刊行物	イザ・デラックスマンの愛を 露出して 私の愛を	VOL.20	EY-11-F	テリス出版
2405	"	舐め上手 本気の最前線		GK-タA	テリス出版
2406	"	欲情 愛の予感		GJ-ツK	Do企画
2407	"	メッセージ MESSAGE		ME-11-F	Do企画
2408	"	快樂実話告白 初恋寒鳴曲	私生活少女	ZD-11-F	Do企画
2409	"	欲情クイズ VOL.8		YQ-12-F	Do企画
2410	"	裸撫クイズパー		LF-11-F	Do企画
2411	"	Juicy		SJ-11-F	童里夢社
2412	"	少女白書 面白通信		SH-12-F	童里夢社
2413	"	スナイプ 激震れ敏器		SP-11-F	童里夢社
2414	"	レモネード		GJ-ソ4	童里夢社

2415	"	GAL'S KISS 11月号	雑誌 1292 11	三和出版株式会社
2416	"	マスカットノート 11月号	雑誌 0834 5-11	株式会社大洋書房
2417	"	ザ・ヒットMAGAZINE 7月号	雑誌 1413 5-7	三和出版株式会社
2418	"	ザ・ビッグMAGAZINE 7月号	雑誌 1405 7-7	株式会社大洋書房
2419	"	ザ・ベストMAGAZINE 11月号	雑誌 1140 08-11	KKベストセラー
2420	"	PENTHOUSE 11月号	雑誌 0797 7-11	株式会社講談社
2421	"	ザ・裏マガジン 10月号増刊 バージョン PRESS	雑誌 0422 0-10	コンサルト社
2422	"	セクシーアクション 11月号	雑誌 0551 3-11	株式会社サン出版
2423	"	セクシーアクション バージョン ノート	雑誌 0351 4-11	株式会社サン出版
2424	"	漫画スキヤンデー 11月号	雑誌 1836 9-11	有限会社光彩書房
2425	"	漫画ピンクタイム 11月号	雑誌 1838 3-11	三和出版株式会社
2426	"	漫画ローレンス 11月号	雑誌 1183 87-11	株式会社綜合図書
2427	"	漫画エロトラブ 11月号	雑誌 1832 3-11	株式会社青春社
2428	"	漫画オリンピック 11月号	雑誌 1075 87-11	辰巳出版
2429	"	漫画ダイナマイト 11月号	雑誌 1059 79-11	辰巳出版
2430	"	漫画スカット 11月号	雑誌 0838 9-11	みのり書房

鳥取県告示第八百六十一号
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり日南町土地改良区から役員が就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十一年十月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

就任した役員の氏名及び住所

理事	森川 一 男	日野郡日南町中石見六〇一
"	山本 一 雄	下石見一八七
"	清水 正 万	上石見四三三一
"	西村 吉 久	七二〇一
"	喜美田 充	七七六一三
"	吉澤 嘉 一	九二〇二
"	中村 恒 雄	中石見一四七
"	島川 和 美	四〇三
"	石田 公 人	二八〇一
"	櫃田 忠 忠	三吉八一四
"	渡邊 登 美	三七
"	伊田 直 美	九六
"	山形 正 利	下石見二五二一
"	村上 邦 明	花口一七二一
"		一四二九

新田和美	七九九
山形義盛	九〇四一
福岡覺	一一一
丸山定之	三吉六九〇
田邊眞幸	下石見九一一
中田博	一三〇二
角田守	一一五八一
木山一之	中石見四九八
矢田貝昭	七六〇一
手嶋昭好	下石見六八九一
高橋正道	三三八一
監事 新田正夫	花口七九三一
藤定滿一	上石見七七九
白根幹男	下石見八六
矢田貝榮	一四〇三
向原一明	三吉四二一

昭和六十一年九月二十九日就任 任期昭和六十四年七月二十六日まで

鳥取県告示第八百六十二号

大原千町土地改良区が行う土地改良事業（団体営ほ場整備事業大原千町第二地区区画整理）に係る土地改良事業計画の変更認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定によ

り告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十一年十月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書及び定款の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十一年十月十五日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

岸本町役場及び西伯郡岸本町吉長五八一― 大原千町土地改良区事務所

所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百六十三号

日野町が行う土地改良事業（農林業地域改善対策事業下榎（岩田）区画整理）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十一年十月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十一年十月十五日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

日野町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百六十四号

関金町が行う土地改良事業に係る大河原地区第一工区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十一年十月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十一年十月十五日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

関金町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百六十五号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十一年十月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡溝口町大内字榊水高原一〇六七の二（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

国立公園事業用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び溝口町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第八百六十六号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和六十一年十月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡用瀬町大字川中宇背戸山七四七(次の図に示す部分に限る。)
七四七の二から七四七の四まで

二 保安林として指定された目的

落石の危険の防止

三 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び用瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第八百六十七号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和六十一年十月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡河原町大字高福字大ガンキヤウ宮ノ上七七五の三(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

なだれの危険の防止

三 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び河原町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第八百六十八号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和六十一年十月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 開発許可の年月日及び番号
昭和六十一年五月二十二日 鳥取県指令受都計三十二第二号
- 二 開発区域に含まれる地域の名称
鳥取市古海字二町田
- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
鳥取市湖山町東五丁目二六一
鳥取県果実農業協同組合連合会
会長理事 花本美雄

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第百十八号

昭和六十一年第十四回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和六十一年十月十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

- 一 日時 昭和六十一年十月二十日(月)午前十一時
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県選挙管理委員会委員室
- 三 議題 政治団体関係者啓発研修会について

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月千七百円(送料を含む)】